

【国際税務研究会 P・R 会員無料 Web セミナー】

グローバル・ミニマム課税に係る 導入時セーフハーバーの判定・対応方法

～法人税法の改正内容と OECD ガイダンスを併せて検討～

令和 5 年度の税制改正で導入されたグローバル・ミニマム課税では複雑な計算・判定が求められることとなりますが、制度の導入当初には、適格 CbCR に基づきミニマム課税をゼロとすることができる経過措置(いわゆる「セーフハーバー」)が設けられています。現時点では、令和 5 年度改正税法の附則と、OECDが昨年 12 月に公表したセーフハーバー等に関するガイダンスが示されており、政省令の公表は後ろ倒しになっている状況(4 月中旬時点)で、この取扱いに注目が集まっています。

セミナーでは、このグローバル・ミニマム課税の導入時のセーフハーバーについて、日本の税法、OECDセーフハーバーガイダンスの双方を踏まえ、その仕組み・内容を解説・検討していきます。是非、ご参加下さい。

<セミナーの主な内容>

- ・経過的セーフハーバーの概要
- ・①デミニマス(少額)基準に基づくセーフハーバー
- ・②簡易計算による実効税率に基づくセーフハーバー
- ・③実質ベースの所得除外額(サブスタンス・カーブアウト)に基づくセーフハーバー
- ・適格 CbCR についての注意事項

■ 開催日時

2023 年 5 月 31 日(水) 15:00~16:30(接続開始:14:50)

■ 受講料

国際税務研究会 P・R 会員 - 無料、国際税務読者会員、研究会制度 S・G 会員 - 20,020 円(税込み)

■ 申込方法・セミナー詳細

下記のセミナー詳細・申込ページから必要事項をご入力の上、参加をご登録下さい。

<https://www.zeiken.co.jp/seminar/rs/detail/4615>

講師略歴

長島・大野・常松法律事務所パートナー 弁護士 南 繁樹 氏

1994 年東京大学法学部卒業。1997 年東京弁護士会登録。2003 年 New York University School of Law 卒業(LL.M. in Tax Law) 卒業。2010 年東京大学法学部非常勤講師(法と経済学)。2022 年経済産業省 最低税率課税制度の国内法化に向けた論点勉強会委員。専門は M&A 及び税務。税務の経験分野は、移転価格税制、国際的組織再編、租税条約、国内国外投資ファンド、源泉所得税、法人税全般、金融商品、相続税、消費税等の全般に及ぶ。税務訴訟、審査請求(国税不服審判所)、税務調査、当局との事前相談、相互協議、税務意見書の作成、取引に関する事前アドバイスなど、様々な局面に豊富な経験を有する。月刊国際税務 2023 年 4 月号に「国際最低課税額に対する法人税に関する経過的セーフハーバー」、2022 年 5 月~7 月号に GloBE ルールの規則・コメントに係る解説を執筆。